

欧州小企業憲章とEU中小企業政策の今日的意義

三井 逸友

(横浜国立大学)

はじめに

わが国の中小企業政策がその曲がり角を「曲がってしまっ」から5年余がすでに過ぎた。その後の現実、この「転換」自体がいかに誤りであったのか如実に語っていると言える。現実が求めたものは、「経済的弱者観」を一掃し、「市場原理の尊重」に徹し、優勝劣敗を促し、一部の華々しいニュービジネスや「ベンチャー支援」に傾斜せよなどというものではなかった。それは中小企業という存在の普遍的な意義であり、中小企業の可能性発揮への環境整備と不利の是正の本来的な重要性であり、社会性・持続可能性を求めての健全な市場競争のルールの確立であり、人間的な就業と能力発揮・社会参加、雇用獲得機会としての中小企業の基本的な役割の再確認であった。「IT革命、資金戦略、創業環境 (IT Revolution, Cashflow Management, Equity Culture) 」(2000年版)を華々しくうたい、さらに「目覚めよ、自立した企業へ」(2001年版)と絶叫した『中小企業白書』は、以後「まちの起業家の時代へ」(2002年版)、「再生と企業家社会への道」(2003年版)、「多様性が織りなす中小企業の無限の可能性」(2004年版)、「日本社会の構造変化と中小企業者の活力」(2005年版)とそれぞれ題し、現実そのものに立脚した認識の重要性をあらためて示すに至った。また、深刻化する失業問題、依然低迷する開業率と高まる廃業率の現実、これに対する「創業支援政策」の見直し、下請代金支払遅延等防止法の改正と対象業種の

拡大、「貸し渋り・貸しはがし」状況に対する金融アセス法要求運動の高まりと「リレーションシップバンキング」推進への金融行政の変化、全国各地での地域経済再生への中小企業の役割問い直しや企業再生推進、コミュニティビジネス支援の動き、大店法撤廃以降の深刻化する中心市街地衰退問題と「まちづくり三法」見直しの機運、さらに多様な企業連携と総合的な事業化支援をめざす「新連携」推進を中心とする中小企業新事業活動促進法制定と中小創造法・新規事業法・経営革新法などの統合などの事態は、さまざま曲折や矛盾もはらみながらも、多くの中小企業の直面している現実の問題への対処を避けず、またその役割をあらためて評価推進するものであるとできるだろう。

しかもこうした動きは、いま世界でおこっていることと決して無縁ではない。全世界で、中小企業のもつ普遍的な存在意義を認識し、その困難や不利を打開し、多様な可能性を生かそうとする政策の流れが次第に奔流となってきている。その一端は、2000年の47カ国関係閣僚会議で「ボローニャ中小企業政策憲章」を採択し、さらにこれによって形成されたボローニャプロセスをもとに、2004年にはイスタンブールで第二回関係閣僚会議を72カ国の参加で開いたOECD経済協力開発機構の積極的な姿勢にもあらわれている。これらの会議文書では競争力重視型の発想が「つよい」とはいえ、先進国発展途上国を問わず、経済の活力と雇用就業機会の維持、調和ある経済発展に向けた中小企業の存在意義を支える政策の必要性が共通認識となっている。

このOECDボローニャ会議とほぼ同じ時期に、EU欧州連合加盟各国はポルトガルのサンタマリア・ダ・フェイラでの欧州理事会で「欧州小企業憲章」に調印した。このことは以後、わが国においても一定の影響を及ぼし、中小企業家同友会全国協議会は各地で日本版「中小企業憲章」のための運動を起こしている。こうした今日にあって、「小企業憲章」というかたちで重要な政策展開の指標を示したEU及び各国の経験からえられることは少なくない。また、それは単に「よそのまねをする」ということではなく、いま、世界でなにがおこっているのかという脈絡のなかで日本の状況や政策の課題を考えるべき、大きな手がかりとなる性格を持つと言えるだろう。

以下では、こうしたEU中小企業政策のこの20年余にわたる展開と到達点、「小企業憲章」を軸としたその意義と役割、今後の方向を展望し、示唆するところを考察するものである。

1 EU中小企業政策の20年

(1) EC・EU中小企業政策の開始

EUの中小企業政策の展開もすでに20年以上の経験をへて、全体で4つの段階を画したものと言える(三井1995a;2000b)。まず、「前段階」としての中小企業の存在と中小企業政策の必要に対する覚醒の時期(1983-89)がある。1983年、当時のEC欧州共同体が行った「欧州中小企業とクラフト産業のための年」の実施を契機に、欧州経済が抱える深刻な失業問題と中小企業による雇用機会拡大の可能性が注目された。これは欧州の歴史においては画期的なことであった。さらに「92年市場統合」が合意された1986年には、中小企業対策担当のEC委員会委員と政策実施のための「タスクフォース」がおかれ、「EC中小企業のための行動計画」¹⁾が86年11月に理事会で採択された。これは中小企業への情報提供、経営環境整備と行政手続等の簡素化、経営研修、地域振興との連携、そして企業間の連携と協力

共同の促進という内容を柱とし、「共同体市場を中小企業に望ましい環境とする」、「中小企業の持つ柔軟性を、市場統合のうえに貢献させていく」という二つの見地を掲げている。市場統合により中小企業が不利を被らず、新たな事業機会として生かせるような経営環境整備を図る、またそれによって市場統合の効果を実現し、欧州経済の活力を高めるのが、EC中小企業政策の主題となったのである。

(2) 第一段階(1989-1993)

EC・EUとしての中小企業政策の本格的な展開は1989年のことであり、同年1月には「タスクフォース」を改組して「企業政策、流通業、観光業、協同組合(社会的経済)」を担当する、EC委員会第23総局(DGXXIII)が設けられた。DGXXIIIの取り組む具体的な施策としては、「中小企業の柔軟性活用」「中小企業の連携共同」を引き続き重視し、各地に設けたEICユーロインフォセンターなどを用い、「市場統合」をはじめとする情報の提供、事業環境整備をはかるとともに、企業間の連携共同を具体的に推進した。特に国境を越えた企業間連携をはかるBC-Net(企業間連携協力ネットワーク)やBRE(企業間パートナーシップ)推進が特徴的である²⁾。また、大企業と中小企業間のサプライヤネットワークづくり、創業環境整備も取り組まれた。

この時期のいまひとつの特徴として見るべきことは、EC・EUの中小企業存在への注目が中小企業サイドからの政策要求の高まりを招き、現実の中小企業の不利是正を求める機運を形成した事実である。経済社会審議会や欧州議会の一連の意見書や勧告、またEUROPMI(欧州独立中小企業委員会)、EIBC(欧州独立企業連合)などの中小企業者の組織する全欧州規模の運動と要求が特徴的である。EUROPMIなどは、事業環境問題、金融アクセス問題、EC施策の機会への参加問題、代金支払遅延問題などに対する政策要求を繰り返し展開した。

(3) 第二段階(1994 - 2000)

ECの市場統合は予定通りに1992年までに完了し、マーストリヒト条約によってECはEUに進化した。また「中小企業のための第二次多年度計画(2nd MAP)による1億1,220万ECUの予算措置をともなって「共同体の成長に必要な企業次元」³⁾と題する政策が93年に採択された。しかし90年代前半の欧州経済は不振を極め、従来の政策への見直しを余儀なくさせ、特に「雇用対策への中小企業の寄与」を重視する形で、「企業次元」政策を補強する「中小企業並びにクラフト部門のための統合計画」が94年6月に出された⁴⁾。この「統合計画」は、企業政策自体と他の諸施策、さらに各国の政策をまとめるものであり、短期ならびに中期的な諸施策を統合し、一貫性、透明性を追求し、加盟各国から各地域、関係各方面の間の密接な協力を求めているところに特徴がある。この「統合計画」によってEUの企業政策は「第二世代」に入った⁵⁾とされる。

この段階にあっては、一方では依然深刻な欧州経済の現状打開、とりわけ雇用機会の拡大へのいっそうの踏み込みがはかられた。他方では中小企業者たちからの要求にこたえ、中小企業の直面する具体的な困難と不利の問題に対処する施策が重ねられている。1995年のマドリッドサミットに、欧州委員会は『中小企業 EUにおける雇用、成長、競争力の活力源泉』と題する報告書⁶⁾を提出し、中小企業政策のいっそうの強化を提起した。そのなかでは、中小企業は諸要素市場や製品市場でさまざまな不利に直面しており、「市場メカニズム」に委ねているだけでは中小企業の力を十分に発揮できず、欧州委員会、各国政府、関係機関が協力して多面的な施策の展開を図るべきとされる。この「活力源泉」報告書の見地を具体化し、市場統合の効果発揮、競争政策と中小企業の役割、さらに雇用拡大の関係を重視した94年「統合計画」の改訂新版が96年に理事会で採択された。また「第二次多年度計画」の終了を受けて、予算総額1億2,700万ECUを伴う「中小企業のための第三次多年度計画」

(3rd MAP, 1997 - 2000年)が96年12月に決定されている⁷⁾。

90年代中期のEU中小企業政策では、欧州経済の不振打開のための産業競争力強化を求め、意欲的企業の新技術や情報化、国際化への対応を重視されている。その一方で、金融問題、資本市場整備、取引関係問題、税制、小規模層・クラフト産業対策などへの踏み込みが鮮明になっている。とりわけ象徴的なのは、一つには中小企業団体からの積年の要求ともなった「代金支払遅延問題」をめぐる経緯⁸⁾、今ひとつには雇用拡大をはかる中小企業への優遇融資制度SME Facility⁹⁾をはじめとするさまざまな中小企業金融施策の実施である。また、EU中小企業政策と地域政策・雇用労働政策などとのいっそう緊密な連携がはかられたのもこの時期の特徴であった¹⁰⁾。

もっとも顕著な展開である代金支払遅延問題については、この間次第に対応が強化された。中小企業団体等からの要求にこたえ、95年に欧州委員会は「商取引における支払期間にかんする勧告(95/198/EC)を出し、契約関係の透明性拡大、より均等な契約関係づくり、不良支払企業への強い抑止力、遅延期間への利息請求権をはじめとする補償措置などを示した。これはあくまで「勧告」とどまっていたが、欧州議会などは強制力ある措置をとるように求め、また欧州委員会自身の調査によっても問題が改善されていないことを認めざるをえず、98年には「商取引の支払遅延対処のための指令案」を出し、99年7月の理事会に諮ったが、加盟各国代表はこれを受け入れず、欧州委員会は理事会決議を取り入れた再修正提案を出すことになった。結果としてかなりの規制後退はあったものの、2000年6月にはようやく「商取引の支払遅延対処のための指令」(Directive 2000/35/EC)が理事会で採択され、実行に移された。これは全業種にわたっての契約関係の透明性均等性確保と利息請求権等の補償措置などの対応策をとるように加

盟各国に義務づけるものである。そして英国などいくつかの加盟国は新たな立法を行った¹¹⁾。

「中小企業を支援するプログラムと金融諸施策」では、融資や信用保証、ベンチャー投資などの整備が進んでいる。SME Facility でのべ4,336社が対象となり、総投資額約38億ユーロで、53,789人の雇用を生み出した¹²⁾。これに対し欧州委員会は約9,000万ユーロの利子補給をした。EIB欧州投資銀行のグローバルローンによって4万9,000社の中小企業が融資を受けた。EIF欧州投資基金は中小企業の信用保証に寄与し、その活動の1/3、8億7,900万ユーロを振り向けている¹³⁾。また、EU地域政策の中心である「構造基金」に関しては、94～99年の総予算中の18%、213億ユーロが中小企業に振り向けられ、80万社が恩恵を受けている。「研究・技術開発プログラム」については94～98年の間の中小企業参加数は全体の28.5%、14,754社で、前期に比べて倍増している。

(4) 第4次MAPと中小企業政策の第三段階 (2001 - 2005年)

90年代後半にはこうした各施策の効果が現れてきたか、また市場統合の効果が示されてきたか、欧州経済は回復基調となり、経済成長率は上がり、失業率は低下した。こうした状況を背景として、21世紀のEUとその経済、産業のあり方が展望され、そして新たなコンテキストのもとでの中小企業政策の第三の段階が語られるようになった。一方また、3rd MAPに付け加えられるかたちで、「企業家精神と競争力のための行動計画」¹⁴⁾が1998年に立案され、新たな予算措置が盛り込まれることになった。

「雇用、経済改革、社会的結束」という主題、そして新たな戦略目標の定式化を主題とした2000年3月のリスボンサミットは経済の状況好転を認めながらも、依然1,500万人を数える失業者数や大きな地域間格差に警鐘を鳴らし、欧州全体が情報技術革命、電気通信・インターネット分野で立ち後れていると指摘し、「新戦略目

標 (New Strategic Goal) を掲げ、競争力向上とイノベーションの推進こそが欧州経済の課題であるという展望を示した¹⁵⁾。その目標は、「ナレッジベースドエコノミー (knowledge-based economy) でのもっとも競争力あり、ダイナミックな経済をめざし、持続可能な経済成長を可能にし、もっと多くの、よりよい雇用を生み出し、より高い社会的結束を実現する」(SN 100/00)¹⁶⁾ということである。そのための戦略が、経済改革と経済移行促進、欧州の社会モデルの近代化と人的投資、適切なマクロ経済ミックスによる健全な経済と望ましい成長の展望実現である。

リスボンサミットは、経済改革を支える重要な存在として革新的な企業家と新企業のダイナミックな役割を特記し、革新的な企業、とりわけ中小企業の創業と発展に望ましい環境をつくるのが欠かせないことを強調した。また、「市場統合の完成とその実効全面発揮のための経済改革」のうちでも中小企業への配慮が言及された。このリスボンサミットの決定を反映し、EU中小企業政策の新たな段階を象徴するものの第一が「中小企業と企業家精神のための「第四次多年度計画」(4th MAP)である¹⁷⁾。

4th MAPは、顧客優先・サービス文化にもとづく企業家精神の奨励、持続可能な成長に配慮し、また研究やイノベーションや企業家精神が栄えるような規制上・事業上の環境推進、

中小企業の信用保証制度の拡充、ベンチャーキャピタルやマイクロクレジット、中小企業ローン、リスクキャピタルファンド参加等による中小企業の金融環境改善、知識主導経済における中小企業の競争力強化、企業への支援ネットワークやサービスの供給と協力連携推進、

「欧州中小企業観測 (邦訳『ヨーロッパ中小企業白書』¹⁸⁾)による調査の推進と、「多年度計画」の評価実施、こういった内容を柱としている。前期における3rd MAPの構成に比べるならば、4th MAPでは法制・行政・規制環境への配

慮、金融環境改善、競争力強化といった課題は引き続き政策の柱であるが、企業家精神奨励が最優先課題になったこと、「知識主導経済」や「e-エコノミー」など経済社会の新段階を強調したこと、「持続可能な成長」が経営環境に関する重要な前提になったことが特徴である。また創業の文化性・人間性の重視とともに、革新的な開発型企業、ハイテク企業への支援・競争力強化が前面に出て、これらの存続と成長が雇用拡大につながるという立場がつよまっている。さらにベンチマーキングなど政策評価の恒常化と改善措置実施、成果ある施策の普及を重視している(三井 2002c)。

2 EU中小企業政策の21世紀と「小企業憲章」の意義

(1) 「欧州小企業憲章」の調印

2000年の時点でリスボンサミットの決定と戦略を実行に移したものが、うえに見た中小企業と企業家精神のための4th MAPであるとともに、中小企業政策評価のためのベンチマーキング、各国に呼びかけての「欧州小企業憲章」の作成と実践、EIB欧州投資銀行およびEIF欧州投資ファンド資金の創業支援、ハイテク企業支援、マイクロ企業支援への重点的ふり向けという4つの政策であった。

EUとしての中小企業政策展開の第三段階を画するうえで重要な意義を持ったものが、「欧州小企業憲章」(European Charter for Small Enterprises)である。加盟15カ国は2000年3月のリスボンサミットで新MAPの作成とともに、小企業のための憲章を作成することを合意し、同年6月13日の理事会が憲章を採択し、6月19-20日のポルトガル・サンタマリア・ダ・フェイラでの欧州理事会がこれを承認した。これは加盟各国がトップレベルで中小企業のための政策に合意をし、正式文書としたという意味で、過去のEC・EUの歴史上でも画期的なことでもあった¹⁹⁾。のちには、新加盟候補国も「欧州小企

業憲章」に同意することが義務となり、国内体制の整備整合化を図りながら、2000年加盟予定の10ヶ国が2002年4月のマリボル(スロベニア)の会議でブルガリア、ルーマニア、トルコとともに「憲章」に署名した²⁰⁾。引き続き西バルカン諸国(クロアチア、ボスニアヘルツェゴビナ、セルビア・モンテネグロ、マケドニア、アルバニア)も2003年6月のテッサロニキ会議で「憲章」に署名、翌年にモルドバが加わり、その結果「憲章」署名国は35カ国に達した²¹⁾。ノルウェーは2001年から「憲章」の実施フォローアップに参加している。

(2) 「欧州小企業憲章」の内容

「欧州小企業憲章」²²⁾は短いものであるが、EU並びに加盟各国がめざすべき方向を前文等で具体的に示している。

「小企業は欧州経済のバックボーンである。雇用の源であり、ビジネスアイデアを育てる大地である。ニューエコノミーの到来を告げる欧州の努力は、小企業が政策課題のトップにあげられてこそ、成功を収めるものである。

小企業は事業環境の変化にもっとも敏感な存在である。過大な官僚的負担の重みを負わされれば、真っ先に被害を被るだろう。行政負担(レッドテープ)を削減し、成功が報われるようならば、真っ先に繁栄を遂げるだろう。

我々はリスボンにおいて、世界中でもっとも競争力があってダイナミックな知識主導経済(ナレッジベースドエコノミー)になる、持続可能な経済成長を達成する、より多くの、よりよい雇用を実現する、いっそうの社会的結束を図るという、EUの目標を定めた。

小企業は、イノベーション、雇用、そして欧州の社会的および地域的統合の原動力と見なされるべき存在である。

したがって、小企業と企業家精神のニーズにとって最良の環境がえられるべきなのである。²³⁾

また「憲章」は、1.市場のニーズにこたえ、

雇用機会を生み出す小企業の活力の認識, 2. 社会のおよび地域的发展をはぐくむ小企業の重要性, 3. 価値ある, また生産的な人生のスキルとしての企業家精神の認識, 4. 報酬にふさわしい成功企業への賞賛, 5. 失敗例は責任あるイニシアチブとリスクテイキングにつきものであることへの認識, これにたいする学習機会としての考察, 6. ニューエコノミーにおける知識, コミットメント, フレキシビリティの価値の認識, という6つの「原則」を示した。

そして, 欧州の小企業をめぐる環境を改善すべき諸施策として, 今後の政策的課題をあげている。a. 挑戦する欧州企業へのイノベーション精神と企業家精神の強化, b. 企業家的活動に資するような規制上・財政上・行政上の枠組みの達成, c. 支配的な公共政策目的と整合する, 負担を最小化する条件下での市場へのアクセスの保障, d. 最良の研究と技術へのアクセスの推進, e. 企業のライフサイクル全般にわたっての金融へのアクセスの改善, f. 世界中で最良の環境を小企業に提供できるような, EUとしてのパフォーマンスの絶えざる向上, g. 小企業の声に耳を傾けること, h. 最高レベルの小企業への支援の奨励, である。

注目すべきことは, 「憲章」は単なる精神や理念の確認にとどまるものではなく, 一方では「Think small first」(小企業を第一に考えよ)というEUとしての政策のスタンスをいっそう強化促進する使命を持つとともに²⁴⁾, 他方ではリスボンプロセスのうえにこの具体的な政策行動の実施実現を図るための指標と課題, 方法を含む, 実践的な役割を担っているという事実である。「憲章」は「憲章」自体の実行のために, 10点にわたる行動(アクションプラン)を提起している。

すなわち, 1. 企業家精神への教育と訓練, 2. 開業コスト低減と奨励, 3. よりよい法制と規制, 4. スキル獲得機会, 5. オンラインアクセス改善, 6. 市場統合からの成果の向上, 7. 税制と金融問題, 8. 小企業の技術力向上, 9. 成功するe-ビジネスモデルとトップクラスの

小企業支援, 10. EUならびに各国レベルでの小企業の利害のいっそう効果的で強力な反映, これらである。そして毎年春のサミットで, 欧州委員会の報告をもとに, 政策の進展状況を評価する, そのために, 小企業に影響を及ぼすあらゆる分野での最良の実践例との関係で, 進展を測っていけるような効果的な指標を用いると結んでいる。そのことは以後の経過が証明をしている。

(3)「小企業憲章」によるフォローアップ

欧州委員会は以後毎年, 「憲章」の実施状況を見るフォローアップ報告を出し, 「憲章」が掲げた各課題を個別に各国がどこまで実施しているのか明らかにしてきた。またベストプラクティスの考え方及び「憲章」実施のための会議を開き, 先進事例を広める方策を説いてきた。2002年2月の「憲章」具体化フォローアップ報告(Commission of the European Communities 2002a)は「EUは『小企業を第一に』としているか?」と題し, 「Think small first」を問うている。そして, 起業教育, 「創業のしやすさ」, 政策的関与, 小企業の金融アクセス, インキュベータなどに関して検討を行っている。創業に要する時間や費用で見ると, 個人事業の設立に要する期間は8カ国で2日以下であり, コストも最小である。非公開会社の場合, 10カ国で2週間以内に設立できる。しかし, 中小企業の利益を代表するしくみづくりにはいっくでもたちおくれが否めない。

2003年2月の「憲章」フォローアップ報告(Commission of the European Communities 2003b)は「誰か小企業の声に聞いているか?」と題し, 「憲章」の意義を再確認しながら, 「Think small first」の精神がどこまで広まっているかを問うている。中小企業の声に耳を傾けている国として, デンマーク, スウェーデン, フィンランド, 英国では顕著な進展が見られるが, そうでない国も少なくない。なによりも各国政府の責任で対話をすすめることが必要であ

る。そして2003年「報告」は企業家精神の教育と訓練、創業の迅速化・廉価化、よりよい法制と規制、熟練技能のアクセシビリティ、オンラインアクセスの改善、市場統合の成果のいっそうの発揮、税制・金融問題、小企業の技術力向上、e-ビジネスの成功モデルと小企業支援政策のトップクラス化、EUならびに各国レベルでの小企業の利益のいっそう強力な反映、という10項目を取り上げている。

2004年2月の報告書(Commission of the European Communities 2004a)は「小企業のために最良の環境をつくる」と題し、「憲章」の総合的アプローチの意義を確認している。そしてこの3年半での進展は全体として大きなものであり、「憲章」は全欧州、各国、各地域の中小企業団体と行政のシンボリック的存在になっているとしている。その上で報告書は小企業との協議、金融アクセス、特にベンチャーキャピタルとマイクロローン、イノベーションと技術移転という3つの重点的な課題に検討を加えている。たとえば金融アクセスについては「憲章」以来具体的な改善策がとられているが、企業側は依然困難を訴えている。熟練人材が持ち株参加するフィンランドの「DILLI」スキームや、不利地域の企業へのマイクロクレジット供給金融機関を税制優遇する英国の新施策、地域開発への地域投資ファンドを作らせ税制優遇を行うフランスの動きなど注目できる。今後の課題は、創業のアーリーステージへの資金供給とエクイティ充実、マイクロ資金や信用保証などである。また、多くの小企業は研究開発への資源が不足し、イノベーションへの挑戦は困難である。それだけに政策的な支援の枠組みとイニシアチブはきわめて重要な意義をもち、デンマークの各機関、ノルウェーでの知財所有権改革と大学の技術移転オフィス設置、アイルランドシャノン開発庁の設けたネットワーク²⁵⁾などが注目できる。企業間ネットワークとクラスターは小企業のイノベティブな潜在力の発揮とイノベーション成果普及の重要な手段となる。

2005年版の「憲章」フォローアップ報告書(Commission of the European Communities 2005b)は、企業家教育、特に中等教育レベル、倒産法と影響アセスメントを中心にするよりよい規制環境、熟練人材不足と熟練テクニシャンおよび技術者不足解決の方法という3つの柱をあげている。これらの事項に関し、今まで以上に具体的な国名などをあげ、すすんでいるところと遅れているところを明示している。たとえば、規制環境についてはいくつかの国で改革が図られ、ほとんどの加盟国で影響アセスメントが新立法の準備作業の一部に取り入れられている。しかし、中小企業への影響テストや中小企業の除外といった実際の発動には不十分なところが目立つ。フランス、ポルトガル、スロベニア、スロバキアではいっそうの努力が求められる。倒産法のあり方は企業の再生や企業家の再挑戦への障害となる。早期財務問題発見とセカンドチャンス奨励を目的としたフランスの企業救済法案、司法手続き外債務処理の簡易化をめざすオランダの「債務リストラ」プロジェクトなど、前年度中に半数の加盟国が倒産法の見直しを実施ないしは検討に入っている。ギリシャやルクセンブルクは対応が遅れており、チェコやポルトガルのような破産処理を優先し、債権者の立場を強化するような立法は企業家の再挑戦を困難にするものであり、問題である。

2005年「憲章」報告はさらに、欧州委員会として中小企業政策全般に関する現状認識と課題を指摘している。「中小企業次元」(SME dimension)の考え方はEUの政策全般にいっそう組み込まれ、「憲章」の実施はすすんでいる。MAPや金融諸施策、Best Procure²⁶⁾の各プロジェクトなどが中小企業の経営環境を改善し、また企業家行動計画(EAP)の実施²⁷⁾が進行している。そのほか、EU構造基金による地域での中小企業支援、研究開発計画への中小企業の参加、環境、エネルギー、職業訓練や国際化などの各分野での中小企業のニーズへの対応、競争政策や通商政策での中小企業への配慮もすすん

でいる。しかし中小企業の参加を促すには行政手続きやアセスメントのための期間など、障害は少なくない。ユーロインフォセンターやイノベーションリレーセンターなどの活動はいっそう強化されるべきであり、各施策プログラムのシステムティックな評価が行われるべきである。法制とその中小企業への影響の問題では、調査薬法制での小企業のための料金減免や実情に応じた手続き援助など、アセスメント手続きに見るべき進展がある。

3 2000年代後半の転機

(1) 中小企業(SME)の定義の修正

「憲章」自体のこうした推進と実践、検証とともに、この間の成果や新たな状況を踏まえての見直しもすでに日程に入っている。一方で欧州議会などからは「憲章」の法制化の声も上がったが、欧州委員会としては今のところその考えはない。「欧州憲法案」の今後は2005年の経過から不透明であるが、これらなどに中小企業存在の位置づけが明記されているせいもある²⁸⁾。

2005年には「中小企業」(SME)自体の定義の見直しが行われた。1996年の欧州委員会決定(96/280/EC)により、「従業員数250人未満、年間売上額4,000万ユーロ以下または年次バランスシート(総資産額)2,700万ユーロ以下で、他の一つないし複数の大企業に資本または経営権の25%以上を保有されていない企業」という公式定義が用いられてきたが、加盟国が増えるのを機会に2003年より見直し作業がすすめられた。欧州委員会の新定義案勧告(C(2003)1422)発表後、各国政府間の調整やパブリックコメントの募集等を経て、2005年1月1日をもって新定義が発効した。物価上昇や生産性向上、企業構成の変化等を前提に新定義には若干の変更が加えられている。

中小企業新定義について詳しくは、中小企業金融公庫総合研究所(2005)で検討がなされているが、年次売上高の上限が4,000万ユーロから

5,000万ユーロに、もしくは年次バランスシート(総資産額)の上限が2,700万ユーロから4,300万ユーロに引き上げられた、「中企業」「小企業」の区分に加え、「マイクロ企業」(micro enterprise、従業員数10人未満、年次売上高200万ユーロ以下、総資産額200万ユーロ以下)の区分が正式に記された、企業のタイプ別区分を行い、「自立型(autonomous)企業」「パートナー型企業(所有関係を持つが連結型でない企業同士間)」「連結(linked)型企業」(実質的に支配している企業同士間)の三種類を位置づけ、上記定義の具体的適用のうえで配慮するとしたことが特徴である。また、従業員数での上限には変更はないが、従来は「employees」とされていたものが、今度は「headcount」となり、owner-managerやパートナーも含まれる、つまり我が国の「従業者」(employment)概念に近くなったと想定されることも見落とせない。

(2) リスポン戦略の見直し

「欧州を世界中でもっとも競争力あるダイナミックな経済とする」としたリスポン戦略に対しては、21世紀に入ってからの欧州経済の減速のもとで不信の声も次第に高まってきた。欧州理事会の依頼により2004年4月に発足した、オランダの前首相ウィム・コークを代表とする独立調査委員会(High Level Group)はそのレポート「Facing the Challenge」(SEC(2004)1430/1)を同年11月に発表し(High Level Group 2004)、大きな反響を呼んだ。

この報告書は欧州の「経済と社会モデル」は生産性と社会的結束と環境的持続性への貢献とを結びつけるすぐれたものであり、その実現は大きな意義を持つと位置づけ、「成長と雇用」を掲げるリスポン戦略の課題は妥当なものであるとしながら、その求める改革と実践が十分になされておらず、行動を加速する必要があると指摘している。求められる課題は「知識社会への対応」、「市場統合の活用完成」、「ビジネスクライメートの変革」、「労働市場への対応」、「環境的な

持続性」の5つである。そして、各国政府と欧州委員会には努力を倍加させるべきとしている。

「ビジネスクライメートの変革」に関しては、特に企業家の役割とその創業発展に求められる環境づくりの必要を力説している。リスボン戦略は投資とイノベーションと企業家精神を導けるような規制環境と事業経営のコストを引き下げ、創業を妨げる負担規制をなくすということを明示した。中小企業こそがこれからの知識基盤経済と開かれた欧州を支えるものであるが、いまだ欧州は「企業家的」であるとは言えない。諸規制・負担の現状を早急に調査し、問題点を明らかにし、各国の法制の迅速な改革、トップスリーの国々の平均値を目標に、起業に要する期間、努力、コストを画的に引き下げる措置、資本市場の改革、各種金融支援策の連携強化、EIBの役割強化などによる、リスクキャピタルの供給や中小企業の資本調達推進、事業の失敗による企業家への汚名をそぎ、再起と再生を容易にする法制、金融制度と社会的機運づくりが必要である。

この報告書を受け、2005年3月のブリュッセル欧州理事会はリスボン戦略の「中期見直し」を行い(Council of the European Union 2005)、加盟各国とEUとの関係を見直しながら2007-2013年の「中期財政計画」を立て、中長期的に成長と雇用を実現していくとともに、当面3年間の中期改革プログラムによってリスボン戦略の具体的な推進を各国に求めると決定した。これにもとづき、欧州委員会のコミュニケーション「成長と雇用への協働 リスボン戦略の新スタート」が提起された(Commission of the European Communities 2005a)。これはリスボン戦略の実現が道半ばであることを認め、すべての関係者に戦略のステークホルダーとしての自覚を求め、焦点を絞った行動、変革につながる支援の動員、戦略自体の簡素化、合理化を指摘している。具体的には、諸規制改革、サービス業の市場統合活用化、研究開発推進、官民協力、中小企業の研究開発とイノベーション支援

強化、教育改革、社会政策保護の見直し、労働市場の柔軟化、人的資本開発と生涯学習、労働移動と専門職業資格の共通化推進、「リスボン戦略」のガバナンス強化、各国との連携の強化をあげている。

ブリュッセル欧州理事会決定は2005年6月のブリュッセルサミットで基本的に追認され、リスボン戦略の見直し・「成長と雇用重視」の新戦略立案が正式に合意された。ただし中期財政計画は合意に至らなかった。同年10月のロンドンサミットでもこれは解決していない。そのため中小企業政策を含めて今後の政策の行方に不透明な部分が残っている。

(3)「企業家精神とイノベーション」をめざす EU中小企業政策の今後

2005年1月からDG Enterprise企業総局はEnterprise and Industry DG企業・産業総局に改称され、製造業への産業政策を担っていることをあらためて強調した。DG Enterpriseは企業政策ならびに流通業、観光業、社会的経済を担当分野としたDG XXIIIのもとに産業政策担当のDG IIIの一部を統合して2000年に設けられたものなので、産業政策担当の役割は当初からあったが、こうした名称の変更までも行ったのである。その任務にも企業家精神の推進、イノベーションと変革の推進、市場統合の効果の拡大強化、競争力と持続可能な発展という柱を掲げ、イノベーションがクローズアップされるとともに、市場統合の活用をあらためて重視している。その一方で規制や事業環境問題は位置づけが変わり、DGの活動担当分野としては「企業政策」そのものは前面に出なくなっている。産業政策へのいっそうの傾斜自体が、生産性と産業競争力を重視する姿勢の表れである。

2005年4月、欧州委員会は「成長と雇用のための統合ガイドライン」(Commission of the European Communities 2005f)を示し、各国およびEUがマクロ経済、ミクロ経済、雇用にわ

たって新リスボン戦略のためにとるべき中期的政策の全般的なかたちを提起した。ミクロ政策においては「より魅力的な事業環境をつくる」「企業家的文化をさらに推進し、中小企業に助けとなる環境を築く」といった項目も含まれている。また「CIP競争力とイノベーションの枠組み計画」(2007 - 2013)を同月に提案し(Commission of the European Communities 2005e), EUとして競争力とイノベーションの向上にかかわるさまざまな政策を統合し、共通の枠組みを設けるとした。そのキーワードは生産性、イノベーション能力、持続可能な成長、プラス環境への配慮である。CIPには42億ユーロの予算を用意し、この枠組みのもとに新たに3つの計画が立てられる。そのうち2つは「ICT情報通信技術政策支援計画」と「インテリジェントエネルギー・ヨーロッパ計画」であるが、最大のもは総額26億3,100万ユーロをあてる「企業家精神とイノベーション計画」(EIP)である。これが実質的に従来の「多年度計画」(MAP)に代わるものであると欧州委員会は示した。

EIPは「企業ならびに中小企業、企業家精神、イノベーション、産業競争力を支援する」ものである。具体的には、a)中小企業の新開業と成長への金融アクセス、エコイノベーションを含むイノベーション活動への投資、b)中小企業同士の協力を望ましい環境の形成、c)エコイノベーションを含む企業でのイノベーション、d)企業家精神とイノベーションカルチャー、e)企業とイノベーションにかかわる経済的行政的改革、これらを推進する役割を持つ。個々の施策としては広範にわたる金融支援等が組み込まれ、高成長・イノベティブな中小企業への投資を促進するSME Facility (GIF)、マイクロ企業なども含む中小企業の資金調達を円滑化するSME信用保証Facility (SMEG)、シードキャピタル提供や専門家採用の支援によりイノベティブな中小企業などへのベンチャーキャピタルの投資を促し、資金供給の不十分な国での中小企業向け融資を拡大するキャパシティビルディング

スキーム(CBS)などが提起されている。もちろんそのほかに、企業家精神の普及と事業環境の向上、イノベーションの推進に向けたさまざまな施策ツールがあげられている。

このようなEIPが今後の政策の骨格となるには中期財政構想の合意成立も必要である。しかし「MAPからCIPへ」という流れは既成事実化してきており、「企業家精神とイノベーション」が今後のEU中小企業政策の基調となることは間違いない²⁹⁾。

(4) EU中小企業政策と産業政策、地域政策

このような推移からも判明するように、EU政策としては中小企業政策と産業政策との関係がますますつよまる一方で、「経済的社会的結束」を強化する地域政策との連携もいっそうよく意識されるようになってきている(商工総研2001)。それは政策の実効を期するという意義のみならず、地域を基盤としてこそ産業競争力の強化も実現するし、またこれを担うのは中小企業であるという理解が一般化しているためでもある。

一方では前記のようにEU予算の相当部分を占めている地域政策の構造基金が対象地域の中小企業への直接間接の支援にあてられており、中小企業向け施策でも地域政策担当総局との連携で行われるものが少なくない。他方では、EUの研究開発や事業化のプロジェクトに中小企業の参加を推進し、また中小企業向けの施策ツールを拡充している。企業家精神推進のための取り組みも当然各地域の諸主体の積極的関与が前提である。

ますますクローズアップされているイノベーションへの取り組み自体が地域を基盤として強力にすすめられている。90年代中頃から不況地域や低開発地域での新技術新産業発展をめざし、各地域ですすめられたRIS地域イノベーション戦略が代表的である。これは構造基金の大部分を占めるERDF地域開発基金の改革に関する1993年理事会決定新規則第10条³⁰⁾に基づき実施

される行動の一環・第4項「地域レベルの経済発展のためのイノベーション」として位置づけられ、同地域開発基金を財源に、地域経済と産業の現状と将来を展望し、地域内でのイノベーション活動と企業のイノベーションの活性化、産学官連携の推進を主な目的とした。具体的には資金準備や支援機関のネットワークング、創業支援、スピノフ支援、人材育成などの内容の計画と戦略を立てるもので、各地からの応募の評価選定にもとづき、97-99年の間に21のパイロットプロジェクトが実施され、90年代後半以降では100カ所以上で実施されてきた³¹⁾。21世紀に入ってクラスターアプローチを取り入れるとともに、実行計画としてのRIS+に移行している³²⁾。

RIS及びRIS+の実施により、具体的なイノベーションのための計画がすすむだけではなく、さまざまな波及効果が見られる³³⁾。地方行政当局、地域の企業等がイノベーション推進のための政策立案と行動への機運を高め、構造基金活用におけるイノベーション推進の位置づけが明確となり、公的・民間資金の効果的な利用がすすんでいる。もちろんイノベーションへの取り組みにあたっては、クラスタープロジェクトやネットワークングが各地ですすみ、これらをまとめる機関も設けられ、ネットワークの効果、知識の経済機会への応用普及、地域のイノベーションをカタライズするシナジー発揮のための個人間や諸機関の間の連携が展開している。さらに研究開発機関と地域の中小企業との連携が進展し、地域イノベーションシステムの内的結束が形成され、各地域間の経験交流でイノベーション支援諸手段の向上も図られている。

RISの実施と地域での諸方面のパートナーシップ形成、EUや各国政府からの各種支援政策の活用、産学連携の推進、さらにRDA地方開発庁のような強力な政策主体の活動によって、欧州のかつての不況地域や低開発地域が大きく変貌しつつある、英国ウェストミッドランズや西スコットランド、アイルランド共和国などは

その好例である³⁴⁾。

(5) EU中小企業政策における「社会性」

中小企業政策と産業政策、企業政策の連携がつよまる一方で、EU中小企業政策には本来的に社会性の視点がとりこまれており、これがますます顕著になってきている。中小企業とこれに対する政策の示す「社会性」をまとめて整理すれば、(1)EU中小企業政策の原点としての「雇用機会確保」という最大の社会的使命、(2)営利企業のみならず協同組合・非営利組織までを含む企業政策の幅広い視野・対象、(3)上記のような「社会的結束」、すなわち地域間や諸階層の間の格差・不均衡の是正との関わり、(4)社会的に不利な立場の人々の社会参加と経済的地位向上支援³⁵⁾、また「起業文化」自体の社会的性格という意味での「創業」および「企業家精神」自体の持つ社会性・文化性、(5)地域商業や福祉サービス、伝統的技能の継承など、事業の果たす社会的使命と貢献の意義、(6)中小企業といえども免れることのない企業の社会的責任と環境問題への対応、ガバナンスの発揮の必要³⁶⁾、(7)EU拡大下での国際経済協力・将来の加盟国企業との連携、といった諸点に確認できよう³⁷⁾。

言うまでもなく、EUにおける統合の目的自体に「社会的側面」が色濃く反映している。社会的公正の実現、基本的人権と平等な権利の保障、労働条件と社会保障の向上といった課題が明確にされ、ドイツから広まった「社会的市場経済」の理念が共通の理解となっていればこそ、地域間不均衡の是正を含めて、EUと統合欧州の将来に大きな期待が寄せられ、強い求心力として作用してきている。中小企業のための政策も例外ではなく、いっそう重要な貢献を期待されているのである。「憲章」が小企業をして「欧州の社会的および地域的統合の原動力」と冒頭に位置づけていることの意義はここに見ることができる。

4 まとめ - 日本の中小企業政策と中小企業運動への示唆

以上のようなEUにおける中小企業政策の展開やそこに現れている理念、政策の主体や方法のあり方、現実の中小企業の直面する問題への対応などを念頭におき、我が国の今後の政策への教訓とすれば、諸事情の相違を前提としてもどのようなことが考えられるか。

- A . 中小企業の存在と立場を代表する主体の存在・諸政策や法制へのチェック
 - A - 1「中小企業の声を聞く」しくみの常設化
 - A - 2 中小企業政策担当機関の独自性・独立性³⁸⁾と諸施策や法制へのチェック機能の確保
- B . 中小企業と大企業の公正な関係をめざすべき、中小企業の不利は正・補完と健全な競争ルールの確立・実施
 - B - 1 金融などの要素市場での政策的関与、民間部門と公的部門の適切な役割補完
 - B - 2 取引関係の適正化・優越的地位濫用の防止³⁹⁾・不公正な関係の是正
 - B - 3 創業機会の保障と中小企業従業者の地位向上
 - a 事業の存在意義と目的性に応じた多様で柔軟な創業支援体制整備
 - b 健全な企業家精神と起業文化の普及、起業教育の推進
 - c 職業観・企業観の確立と中小企業従業者の雇用改善、労働条件と地位の向上
- C . 中小企業を含む産業システムと経済社会の多様性安定性の維持発展
 - C - 1 中小企業のイノベーションと創造性発揮の支援・「地域イノベーション政策」との連携
 - C - 2 企業間の多様な連携協働、中小企業を主

役とした産学公連携の推進

- C - 3 中小企業を支える人材の育成供給
 - a 新時代のスキルの推進と中小企業の職業能力開発機会の拡充
 - b 維持継承されるべき技能の推進奨励
- C - 4 国民生活と地域社会を支える商業・サービス機能の保全
- C - 5 産業構造の転換のもたらす摩擦・困難の打開と調整、対応支援
- D . 望ましい産業構造と社会経済システムへの中小企業の役割発揮支援
 - D - 1 地方分権と地域の資源循環の構造推進
 - D - 2 政策の分権化・統合化・連携化の推進
 - D - 3 地域の課題と地域経済の実情に即した公的支援機関や技術支援機関の役割強化
- E . 社会的不利の是正に貢献する中小企業の役割と中小企業政策の展開
 - E - 1 社会的に不利な立場の人々の創業・社会参加・事業機会の拡大推進
 - E - 2 地域貢献・社会的課題解決への「社会的企業」⁴⁰⁾などの支援
 - E - 3 非営利組織や協同組織などへの支援
 - E - 4 生業的小企業者の福祉拡充と生活安定

これはあくまでラフなスケッチであり、また従来の日本の政策の柱でもあった「組織化」などの考え方等はまた今後の検討課題としている。

最後に、あらためてみておきたいのは中小企業者たちによる独立した運動の重要性である。90年代前半におけるEU政策の転換、そして「欧州小企業憲章」の制定とその実現実施への動きには、UEAPMEなど、各国の中小企業者団体を結集する欧州規模組織のねばりづよい働きかけと運動があった。そうした声が欧州議会や経済社会審議会などの場を通して示され、決議、意見書などの形をとったことが大きな流れをつくってきたのである。また欧州委員会もこうし

た中小企業者たちの代表との対話を重視し、政策評価などの機会にも当事者たちからの反応や理解を積極的に生かし、さらには「中小企業の声を聞く」こと自体を重要な政策の課題とするに至っているのである。

こうした運動を担っているのは多くが中小企業者たちが自主的に築いてきた諸団体である。対話と政策要求は積極的に行うし、ほかの利害代表との協力もすすめるが、行政や政治にそのまま連なるものではなく、中小企業者たちからなる会員自身の手で運営され、あくまで自主性・独立性を保ってきている。そしてEU統合の現実を反映し、各国の壁を越えた連携協力を深めている。もちろん欧州の複雑な事情を反映して、これらのうちでも離合集散もある⁴¹⁾。しかしこうした運動が大きな力を発揮してきている事実には瞠目すべき点が多々あると言えよう。

- 1) Commission of the European Communities (1986)。この「行動計画」は、88年「企業政策」とともに、三井逸友訳(1990)に訳出している。
- 2) 詳しくは、三井(1995a)参照。しかしBC - Netなどは効果をあげなかった。
- 3) Commission of the European Communities (1992)。
- 4) Commission of the European Communities (1994a)。
- 5) 「統合計画」発表時の、欧州委員会R.V.ダルキラフィ企業政策担当委員(イタリア出身)の言葉。Commission of the European Communities(1994a)。
- 6) Commission of the European Communities (1995)。
- 7) この「第三次多年度計画」(OJ No.L006, 10.01.1997)の詳細などについては、三井(2000a; 2000b; 2000c)を参照されたい。
- 8) 三井(1996; 2000a)、参照。
- 9) SME Facilityは、雇用拡大を実施する中小企業の投資計画に対し、最長5年間にわたり2%の利子補給のついた、雇用拡大1人あたりに3万ECUまでの融資をEIB欧州投資銀行を通じて行うものである。従業員数250人以下で、年間売上2,000万ECU以下ないし総資産額1,00万ECU以下規模の企業は特に優遇されていた。Commission of the European Communities (1994b)。
- 10) BIC(ビジネスイノベーションセンター)の設置や、「ユーロパートナーシップ」、「インタープライズ」などのプロジェクト・イベント開催などが、EU

地域政策と中小企業政策の共同分野として展開されてきている。三井(1995b)、参照。

- 11) 英国では97年総選挙に勝利した労働党ブレア政権が98年に「商取引支払遅延(利息)法」を制定した。三井(1999)参照。
- 12) Commission of the European Communities(2001a)。
- 13) EIFの活動に関して詳しくは、中小企業金融公庫総合研究所(2005)、参照。
- 14) Commission of the European Communities (1998)。
- 15) Council of the European Union (2000)。
- 16) 「経済的および社会的結束」の理念はEU基本条約の重要項目(アムステルダム条約第XVII篇158条・159条)になっている。これは元来地域間の経済的格差の是正という概念であったが、現在ではさまざまな是正すべき格差を示すものであり、EU自体の存在の基本理念の一つと位置づけられるようになっている。三井(2000b; 2005)、参照。
- 17) Commission of the European Communities(2000a)。
- 18) 中小企業総合研究機構の手により、1996年、1997年、2000年、2002年、2003年の各年次版『ヨーロッパ中小企業白書』の邦訳が刊行されている。
- 19) この間、ESC経済社会審議会は「憲章」制定の動きを歓迎し、さらに小企業の置かれた状況とニーズにこたえるべきこと、教育や訓練課題のうちで、小企業の果たしている仕事の社会的・経済的価値を重視すること、金融機会へのアクセスの改善、税制簡素化などで、小企業に望ましい環境をつくること、不要なコスト削減、事業者団体形成支援、全国ないし国際的ネットワークづくりなどによって、とりわけ不利を抱えた地域の小企業に市場機会を開くことなどを、勧告意見書として求めている。Council of the European Union(2000)、『Europe』第222号、2000年、CES/00/55。
- 20) *Enterprise Europe*, July - September 2002.
- 21) このほか、EUとの「地中海パートナーシップ(パルセロナプロセス)」に参加している地中海諸国(モロッコ、アルジェリア、チュニジア、エジプト、ヨルダン、イスラエル、パレスチナ、レバノン、シリア)も「欧州小企業憲章」を基礎とした「欧州・地中海企業憲章」についての「カセルタ宣言」に2004年10月に署名をしている。Commission of the European Communities (2005b)による。
- 22) 前記のように、EUは公式概念として「Small and Medium - sized Enterprise」の語をすでに用いているので、「small enterprise」の語は「小企業」と訳すべきである。ただし「憲章」の内容面では、これが特に「中小」企業とは異なる「小」企業に注目しているものとは言えない。
- 23) *European Charter for Small Enterprises*, 2000 (Presidency Conclusions Santa Maria da Feira European Council 19 and 20 June 2000, Annex III)。
- 24) Enterprise Directorate - General, European

- Commission (2001a)
- 25) シャノン開発庁の存在およびこのローカルネットワークについては、三井(2003b)、中小企業総合事業団調査・国際部編(2003)、参照。
- 26) BEST Procedureはリスボン欧州理事会の求めた「協力のオープンメソッド」に対する欧州委員会としての対応として2000年12月に発表されたもので、政策立案と実施、その評価、諸勧告、再検討のサイクルをなす方法自体を示すものである(三井2000b; 2002c)。BEST Procedureの実践状況の報告書が以来発表されてきている。
- 27) 「企業家的社会」を掲げ、新しいまたは既存の組織のうちでリスクテイキングと創造性、イノベーションとを健全な経営とブレンドし、経済活動の創成と発展をもたらすマインドセット・過程とentrepreneurshipを位置づける2003年『企業家精神グリーンペーパー』(Commission of the European Communities 2003c)をきっかけに、欧州委員会は企業家精神推進の政策を強化し、2004年にEAP「企業家精神行動計画」(Commission of the European Communities 2004b)を立案、従来のMAPに加える予算措置を伴う施策として実施してきている。
- 28) 欧州憲法案第3部・第2章第二項 社会政策に、「基本的社会権にもとづく社会政策のための欧州枠組み法の立法にあたっては、中小企業の創業と発展を妨げるような行政上・金融上(税制)・法制上の制約を課すことを避けるべきである」(第104条)との条文がある。また第3部・第2章第九項 研究・技術開発と宇宙に、「EUは産業の科学技術上の基礎を強化し、国際的な競争力を高める必要があるが、そのためには中小企業を含む企業や研究機関や大学の研究・技術開発活動を高いレベルで推進するべきである」(第146条)とある。第3部・第2章第二項 産業には、「EU産業の競争力を高めるために、全域にわたって企業、特に中小企業の発展に望ましい環境づくりをすすめるべきである」(第180条)と記されている。ただしこれは基本的に、従来のマーストリヒト条約やアムステルダム条約、ニース条約によって改訂強化されてきたEU設立の基本条約(ローマ条約)に盛り込まれた内容の再確認であり、まったく新しい事態とは言えない。
- 29) もちろん、欧州の中小企業団体等からは既存の「イノベティブでもない」多くの中小企業にどれほどの効用があるのか、CIPはもとよりEIPでも「SMEのための」という看板が下ろされることも含め、90年代前半同様に不満の声が出ることも予想されよう。
- 30) 93年の改革に関して詳しくは、辻悟一『EUの地域政策』世界思想社、2003年。
- 31) RISに先行して、ウェールズ、リンブルフ、ロレーヌなど8カ所でのRTP地域技術計画が1994年に実施されている。Newsletter, 09 - 97, 1997.
- 32) DG Regional Policy European Commission, *Regional Innovation Strategies under the European Regional Development Fund Innovative Actions 2000 - 2002*, 2002. RIS + は正確には Regional Innovation Strategy implementation phaseのことで、RISの立案をさらに進め、その実施段階を支援する施策となる。必ずしもすべてのRISがRIS + に移行したわけではない。現在はRIS立案へのEU構造基金からの支援は基本的に終了している。
- 33) DG Regional Policy European Commission, *op cit.*
- 34) 詳しくは、RDAの役割を含め、三井(2004a, 2004b, 2005c)、参照。
- 35) 4th MAPは「企業家精神」の推進において、女性や青年、失業者の創業を支援する意義を特記している。また、2003年の『企業家精神グリーンペーパー』は、企業家精神が社会的利益とも合致していることを指摘している。
- 36) 前出の『企業家精神グリーンペーパー』は、「責任ある企業家精神(responsible entrepreneurship)」という表現も用いた。環境問題と中小企業については、三井(2003a)、参照。
- 37) 詳しくは、三井(2002b)。
- 38) 意外に知られていないことであるが、米国のSBA小企業庁は連邦政府の一機関ではなく、そのミッションとして「中小企業の利害を代表する」ことを明記している。SBAを参考につくられたと言える英国のSBS小企業サービスも「中小企業の声を代表し、反映させる」役割を委ねられ、エージェンシーとしての独立した運営体制を有している。
- 39) 欧州憲法案第3部・第2章第五項 競争の規則・第50条では「不均等な取引条件を課することによる競争上の不利惹起の禁止、また優越的地位の濫用にもとづく不均等な取引条件を課することによる競争上の不利惹起の禁止」を記している。
- 40) 「社会的経済」「社会的企業」などを対象とするのはEUならびに欧州諸国の企業政策の特徴である。三井(2002b, 2004a)参照。
- 41) 欧州では商工会議所連盟などは財政基盤も強力であるが、中小企業者の政策要求を反映する組織とは若干性格を異にする。EUに対する欧州中小企業者の有力な政策要求運動団体としては、1979年設立のUEAPME(Union Europeenne de l'Artisanat et des Petites et Moyennes Entreprises, European Association of Craft, Small and Medium - Sized Enterprises)欧州クラフト・中小企業同盟が存在している。これに対し、80年代から90年代ははじめにかけて大きな影響力を持ったEUROPMI欧州独立中小企業委員会は、UEAPMEとの合流を志向するグループと反対するグループとがその後対立し、FSB英国小企業連盟を中心とする後者は1998年にESBA(European Small Business Alliance)欧州小企業連合を新たに結成した。現在UEAPMEはCGPMEフランス中小企業総連盟やZDHドイツ手工業中央同盟、CNAイタリア手工業中小企業全国同盟、UCMベルギー中産階級同盟など25カ国の78組織から構成され、1,100万企業が傘下にあるとしている。こ

のうちEUROPIMIから合流した2カ国の3組織は一括して「合流グループ」を称している。一方ESBAは22カ国に組織を持ち、FSBの他、SNIベルギー独立企業連合やNPIフランス独立使用者連合、SUDドイツ独立企業家連盟など公称150万人が傘下会員であるとしている。

このような再編と対立がなぜおこったのか必ずしも明らかではないが、組織構成などから見ればUEAPMEは南欧系およびドイツ系の影響が強く、ESBAは明らかに英国の影響下にあると言える。FSBは行動的な独立中小企業団体であり、政党から距離を置きながら英国での中小企業者の地位向上と共通利益の実現、相互扶助を強力にすすめてきたが、90年代からは「プロEU的」になってきている。「代金支払遅延」問題はFSBの長年の要求課題でもあった。このほか、1958年設立の経営者団体、UNICE (Union des Industries de la Communauté européenne) 欧州産業連盟も中小企業の声を代表する機関として活動している。

参考文献

愛知中小企業家同友会(2003)²⁷『グローバル化に挑戦する中小企業の連帯』愛知県中小企業研究財団

Commission of the European Communities (1986) *SME Action Programme* COM (86) 445 final
Commission of the European Communities (1992) *The Enterprise Dimension Essential to Community Growth* COM (92) 470 final

Commission of the European Communities (1994a) *Integrated Programme in favour of SMEs and the Craft Sector* COM (94) 207 final

Commission of the European Communities (1994b) *Report of the Commission relative to the implementation of the Decision regarding the provision of Community interest subsidies on loans for small and medium-sized enterprises extended by the European Investment Bank under its temporary lending facility* COM (94) 434 final

Commission of the European Communities (1995) *Small and Medium-sized Enterprises A Dynamic Source of Employment, Growth and Competitiveness in the European Union*, CSE (95) 2087

Commission of the European Communities (1998) *Commission Communication to the Council "Promoting Entrepreneurship and Competitiveness"* COM (1998) 550 final

Commission of the European Communities (2000a) *Communication from the Commission: Challenges for the enterprise policy in the knowledge-driven economy, Proposal for a Council Decision on a Multiannual Programme for*

Enterprise and Entrepreneurship (2001-2005), COM (2000) 256 final/2

Commission of the European Communities (2000b) *Towards Enterprise Europe Work programme for enterprise policy 2000-2005* SEC (2000) 771

Commission of the European Communities (2000c) *Steps towards Enterprise Europe Enterprise DG Work Programme 2001*

Commission of the European Communities (2001a) *Creating an Entrepreneurial Europe The Activities of the European Union for Small and Medium-sized Enterprises*, COM (2001) 98 final

Commission of the European Communities (2001b) *Report from the Commission European Charter for Small Enterprises -Annual Implementation Report* COM (2001) 122 final

Commission of the European Communities (2002a) *Report on the Implementation of the European Charter for Small Enterprises* COM (2002) 68 final

Commission of the European Communities (2002b) *Commission Staff Working Paper Highlights of the results of the Best Procedure projects 2001-2002* SEC (2002) 1212

Commission of the European Communities (2003a) *Choosing to grow: Knowledge, innovation and jobs in a cohesive society* COM (2003)5

Commission of the European Communities (2003b) *Report from the Commission to the Council and the European Parliament on the Implementation of the European Charter for Small Enterprises* COM (2003)21 final/2

Commission of the European Communities (2003c) *Green Paper Entrepreneurship in Europe* Document based on COM (2003)27 final

Commission of the European Communities (2004a) *Report from the Commission to the Council and the European Parliament on the Implementation of the European Charter for Small Enterprises* COM (2004) 64 final

Commission of the European Communities (2004b) *Action Plan: The European Agenda for Entrepreneurship* COM (2004) 70 final

Commission of the European Communities (2005a) *Working together for growth and jobs A new start for the Lisbon Strategy* COM (2005)24

Commission of the European Communities (2005b) *Report on the Implementation of the European Charter for Small Enterprises* COM (2005) 30 final

Commission of the European Communities (2005c) *Commission Staff Working Paper Report on the Implementation of the European Charter for Small Enterprises* SEC (2005) 167

Commission of the European Communities (2005d) *The Activities of the European Union for small and medium-sized enterprises (SMEs) SME Envoy Report* SEC (2005) 170

Commission of the European Communities (2005e) *Proposal for a Decision of the European Parliament and of the Council establishing a Competitiveness and Innovation Framework Programme (2007-2013)* COM (2005) 121 final

Commission of the European Communities (2005f) *Integrated Guidelines for Growth and Jobs (2005-2008) including a Commission Recommendation on the broad guidelines for the economic policies of the Member States and the Community and a proposal for a Council Decision on guidelines for the employment policies of the Member States* COM (2005) 141 final

Council of the European Union (2000) *Presidency Conclusions Lisbon European Council 23 and 24 March 2000* SN 100/00

Council of the European Union (2005) *European Council Brussels 22 and 23 March 2005 Presidency Conclusions* 7619/105 REV1 CONCL1

中小企業庁編(2000)『2000年版 中小企業白書』
国立印刷局

中小企業庁編(2001)『2001年版 中小企業白書』
ぎょうせい

中小企業庁編(2002)『2002年版 中小企業白書』
ぎょうせい

中小企業庁編(2003)『2003年版 中小企業白書』
ぎょうせい

中小企業庁編(2004)『2004年版 中小企業白書』
ぎょうせい

中小企業庁編(2005)『2005年版 中小企業白書』
ぎょうせい

中小企業金融公庫総合研究所(大沢昭)(2005)
『EU中小企業政策の新たな展開と欧州投資基金の
役割 調査レポートNo.16 - 11』中小企業金融公庫
総合研究所

中小企業総合事業団調査・国際部編(2003)『EUに
おける地域振興と中小企業』中小企業総合事業団
Enterprise Directorate-General, European
Commission (2001) *Steps Towards Enterprise
Europe Enterprise DG Work Programme 2001*

Enterprise DG European Commission (2002)
*Conference on the European Charter for Small
Enterprises, Dublin 29-30 June 2004 Summary of
Discussions*

Enterprise Directorate-General European
Commission (2004) *Conference on the European
Charter for Small Enterprises, Dublin 29-30 June
2004 Summary of Discussions*

Enterprise and Industry Directorate-General

European Commission (2005a) *DG Enterprise and
Industry 2005 Annual Management Plan*

Enterprise and Industry Directorate-General
European Commission (2005b) *Conference on the
European Charter for Small Enterprises,
Luxemburg 15-16 June 2005 Conference Summary
Report*

High Label Group (2004) *Facing the Challenge The
Lisbon Strategy for growth and employment*,
OOPEC

三井逸友訳(1990)『EC中小企業政策と『行動計
画』『企業政策』』駒沢大学経済学論集』第22巻1号

三井逸友(1995a)『EU欧州連合と中小企業政策』
白桃書房

三井逸友(1995b)『EU(EC)の中小企業政策を考
える』『中小企業と組合』第50巻10号

三井逸友(1996)『下請取引規制をめぐる新しい視
角 - EUにおける代金支払遅延問題との比較から』
『公正取引』第549号

三井逸友(2000a)『EUの中小企業政策 - 90年代の
展開とその意義』『公正取引』第592号

三井逸友(2000b)『21世紀を迎えるEU中小企業政
策の新段階』『国民生活金融公庫調査季報』第55号

三井逸友(2000c)『EU(欧州連合)の中小企業政
策』中小商工業研究所編『現代日本の中小商工業
国際比較と政策編』新日本出版社、所収

三井逸友(2002a)『ヨーロッパ中小企業白書』とE
Uの中小企業政策』上下『中小企業と組合』第682号・
683号

三井逸友(2002b)『EU(欧州連合)の中小企業政策
を学ぶ』『中小商工業研究』第71号

三井逸友(2002c)『中小企業政策における政策評
価 - EUでの経験から』『会計検査研究』第26号

三井逸友(2003a)『環境問題と中小企業』『商工金
融』第53巻1号

三井逸友(2003b)『グローバル化時代における産
業クラスター政策と地域発展 - 東西の経験比較と
その相違』『商工金融』第53巻12号

三井逸友(2004a)『英国における中小企業政策と
自営業、新規開業』(国民生活金融公庫総合研究所編
『自営業再考 - 自ら働く場を創出する』自己雇用
者』)、中小企業リサーチセンター、所収)

三井逸友(2004b)『地域イノベーションシステム
と地域経済復活の道』『信金中金月報』第3巻13号

三井逸友(2005a)『21世紀最初の5年におけるEU
中小企業政策の新展開』『中小企業総合研究』第1号

三井逸友(2005b)『地域からの起業と地域イノ
ベーションの課題』『都市問題研究』第57巻9号

三井逸友編(2005c)『地域イノベーションと
産業集積・企業間連携』御茶の水書房

商工総合研究所(三浦敏)(2001)『EUの地域開発
と中小企業』上下『商工金融』第51巻10号・11号